

神奈川県建築基準条例の一部改正について

建築指導課

1 改正の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等が公布された。

これに伴い、建築基準法が改正されることから、関連する神奈川県建築基準条例について所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 防火規制の緩和（第13条、第20条、第22条、第24条、第32条、第33条、第35条、第36条、第43条、第49条、第50条、第51条の3、第54条及び第56条関係）
木材利用を促進するため、建築基準法の改正により、防火規制が緩和されることを踏まえ、所要の改正を行う。
- (2) 申請手数料の改定（別表関係）
建築物の省エネ性能を向上させる設備等を設置させるため、建築基準法の改正により、建築確認における構造安全性等の審査項目が増えることから、申請手数料を改定する。
- (3) その他の改正（第32条、第33条、第35条、第36条、第43条、第51条の3、第52条の20、第57条の2、第59条及び別表関係）
建築基準法の項ずれ等に伴い、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、一部の規定については公布の日。